

6 月 25 日（火）

令和 6 年 6 月 25 日（火曜日）

午前 10 時 0 分開議

出席議員（38 名）

2 番	永山敏郎	（県民連合立憲）
3 番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
4 番	工藤隆久	（同）
5 番	川添博	（宮崎県議会自由民主党）
6 番	荒神稔	（同）
7 番	福田新一	（同）
8 番	本田利弘	（同）
9 番	山内いっとく	（同）
10 番	山口俊樹	（同）
11 番	下沖篤史	（同）
12 番	齊藤了介	（同）
13 番	濱砂守	（同）
14 番	黒岩保雄	（緑風会）
15 番	脇谷のりこ	（親和会）
16 番	松本哲也	（県民連合立憲）
17 番	山内佳菜子	（同）
18 番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
19 番	二見康之	（宮崎県議会自由民主党）
20 番	日高博之	（同）
21 番	後藤哲朗	（同）
22 番	佐藤雅洋	（同）
23 番	日高陽一	（同）
24 番	安田厚生	（同）
25 番	日高利夫	（同）
26 番	内田理佐	（同）
27 番	凶師博規	（無所属の会 チームひむか）
28 番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29 番	井本英雄	（自民党同志会）
30 番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31 番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
32 番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33 番	山下寿	（同）
34 番	外山衛	（同）
35 番	武田浩一	（同）
36 番	丸山裕次郎	（同）
37 番	中野一則	（同）
38 番	山下博三	（同）
39 番	野崎幸士	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
公安委員	山下恵子
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博史
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎ 常任委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第14号まで及び報告第1号の各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和6年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

まず、議案第1号に係る補正は、交通・物流事業者に対する燃料費高騰分の補助を行うもの、高次脳機能障がい相談・支援体制の強化を図るもの、半導体関連企業に特化した産業用地の確保に係る市町村への補助や展示会への出展等の誘致活動を行うもの、その他国庫補助決定に伴うものなどについて措置するもので、19億6,600万円余の増額となっております。

次に、議案第14号に係る補正は、硫黄山の火山活動に伴う河川の白濁や水質悪化等に対応するために措置するもので、7,700万円余の増額となっております。

歳入財源としては、国庫支出金が14億4,500万

円余、県債が3億4,800万円余、繰入金が2億4,900万円余の増額であります。

この結果、議案第1号と議案第14号を合わせた補正後の一般会計の予算規模は6,618億2,500万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は4億9,600万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は212億2,500万円余となります。

また、総務部の補正予算は200万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,277億900万円余となります。

このうち、私立学校生徒寮食緊急支援事業についてであります。

この事業は、物価高騰などに直面する私立学校の生徒寮の食事について、安定的な提供と学校・保護者の負担軽減を図るための支援を行うものであります。

このことについて委員より、「支援を継続することは大事なことでと考えるが、昨年度の支援により、保護者負担がどの程度軽減されたか把握できているのか」との質疑があり、当局より、「支援を受けた学校からは好評であったが、具体的に保護者負担がどの程度抑制されたかの詳細はつかめていないため、早急に検証してまいりたい。なお、より使いやすい事業となるよう、学校等からの意見を踏まえ、食材費の補助に加え、今回から食事の提供に係る経費も補助対象としたところである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「この事業の目的である物価高騰に対する十分な手当てができていくかを判断するためにも、しっかりと効果について検証した上で事業を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、国民保護の取組についてであります。

これは、国・沖縄県・先島諸島の自治体と連携の上、令和8年度をめどに沖縄県の先島諸島からの避難住民の受入れに必要な準備事項や役割分担等を整理し、受入れ基本要領を作成するよう国から依頼があったことから、今年度は受入れに係る初期的な計画を作成するものであります。

このことについて委員より、「受入れに係る計画を作成するに当たっては、特定の有事が差し迫っていると県民が不安を抱かぬよう、取組の趣旨等を事前に県民へ周知していただきたい」との要望がありました。

次に、都城市山之口町に建設中である（仮称）新宮崎県陸上競技場の整備状況についてであります。

このことについて委員より、「収容人数に対する駐車場の規模が小さいが、（仮称）新宮崎県陸上競技場を運用する上で、どのような駐車場対策を行うのか」との質疑があり、当局より、「陸上競技場で行われる通常規模の大会の平均的な来場者数から試算すると、競技場の駐車場で対応できると考えているが、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会などの大規模な大会では、周辺に臨時駐車場を設けたり、宿泊先からのバス輸送等で対応していきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「大規模な大会を受け入れるには、滞りなく運営できる体制を常に整えておく必要があるため、臨時駐車場をはじめ駐車場の確保については、施設を管理運営する段階からしっかりと検討していただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8

項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、厚生常任委員会、山内佳菜子委員長。

○山内佳菜子議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4,000万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,354億5,700万円余となります。

このうち、改善事業「高次脳機能障がい相談・支援拠点機関事業」についてであります。

この事業は、高次脳機能障がい者に対する相談支援や普及啓発等を行うものであり、今回、相談支援事業所等における相談・支援体制を強化するため、支援者養成研修を追加するものであります。

このことについて委員より、「支援拠点機関には、高い専門性を持った支援コーディネーターが配置されているのか」との質疑があり、当局より、「県内には高次脳機能障がいに関する専門性を持った方は少なく、今後、専門性を高めていく必要がある」との答弁がありました。

さらに別の委員より、「高次脳機能障がい
は、脳の損傷後、後発的に発症することもあり、潜在的な対象者がいると推測される。今後どのように支援を行っていくのか」との質疑があり、当局より、「当該事業等を通じて、身近なところで相談ができる体制づくりを行うとともに、適切な支援につながるよう取組を進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、高次脳機能障がいはようやく認知されつつある段階であり、今後、専門的人材の確保のほか、本人や家族に寄り添った相談体制の整備等を丁寧に行っていただくよう要望します。

次に、令和5年の自殺者数等の状況についてであります。

このことについて当局より、「自殺死亡率は全国2番目の高さであり、特に高齢者の自殺率が全国に比べて高い」との説明がありました。

これに対して複数の委員より、自殺の原因や対策について質疑があり、地域コミュニティー活動の停滞や生活サービスのデジタル化により、身近なところで人と交流する機会が減り、心のよりどころが見いだしづらくなっているのではないかと懸念が示され、当局より、「孤立、孤独を抱えている状況も伺っており、身近な悩みに気づき、必要な支援につなげるゲートキーパーの養成など、地域で見守る環境づくりを行っている。今後、要因分析の方法等も工夫してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、自殺の原因は多様かつ複合的で、分析は簡単ではないと考えておりますが、例えば、自殺に至るまでの心理的変容を具体的に捕捉するなど、背景や経緯を含め、さらに踏み込んだ情報収集や分析により、

対策の改善を図っていただくよう要望します。

次に、宮崎県こども計画（仮称）の策定についてであります。

このことについて委員より、「少子化対策について、出生率を上げることを主眼に取り組まれているが、発想を転換していくべきではないか」との質疑があり、当局より、「今後、住み続けたいと選ばれる宮崎になるよう、県外に流出する理由を深掘りし、ニーズの把握に努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県では、これまでも結婚から子育てまで切れ目のない支援に取り組まれていますが、出生率が大きく低下していることに鑑みれば、改めて少子化の根本的な原因を究明しなければならない時期にあるのではないかと考えておりますので、根本的な課題等について検討し、今後の少子化対策を進めていただくよう要望します。

次に、県立病院の経営改善に向けた今後の取組についてであります。

このことに関連して複数の委員より、「経営改善に向け、病院内における医師や看護師の意識づけはどのように行っているのか」との質疑があり、当局より、「各病院内での全体会議等を通じて、職員の意識づけを図っている。また、50億円の借入れを行うことになったことが、意識の変化につながっていると感じている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、経営改善を着実に進めるためには、病院内における職員一人一人の意識づけが重要であると考えていることから、意識の定着に向けて、継続的に行っていただくよう要望します。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治

法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、商工建設常任委員会、日高利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億2,300万円余の増額、特別会計で4,200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は496億4,100万円余となります。

このうち、新規事業「半導体関連企業誘致加速化事業」についてであります。

これは、市町村等が行う半導体関連企業の誘致に向けた工業団地整備に係る事業への補助のほか、国内外の展示会等への出展やトップセールスなどを通じて、本県の魅力ある立地環境を半導体関連企業に向けてPRするものであります。

このことについて委員より、「半導体関連の展示会等への出展やトップセールスは、具体的にどのように行っていくのか」との質疑があり、当局より、「セミコンジャパン、企業立地フェアをはじめ、来年開催される世界最大規模

のセミコン台湾に出展し、宮崎の立地環境や公共インフラについて、知事自らトップセールスを行っていく」との答弁がありました。

当委員会としましては、県から半導体関連企業へのアプローチを継続的に行うとともに、半導体関連の展示会への出展について、積極的に行っていただくよう要望します。

次に、国民宿舎「えびの高原荘」運営費についてであります。

これは、当該宿舎の設備の更新や改修を行うものであります。

このことについて委員より、「えびの高原は硫黄山の影響もあり、立入りは危険であるとの先入観を持たれがちであるが、国民宿舎について、施設を整備することにより、どれくらいの集客数が見込めるのか」との質疑があり、当局より、「硫黄山の噴火直後は、えびの高原荘の宿泊客が年間8,000人程度に落ち込んだが、現在は1万人程度まで回復しているため、引き続き、指定管理者と一緒に、誘客や周遊観光の促進にしっかり取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県信用保証協会が行う求償権の放棄等の承認についてであります。

これは、平成20年度に制定した「宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例」の規定に基づき、制定後初めて、知事が宮崎県信用保証協会が行う求償権の放棄の承認を行ったものであります。

このことについて委員より、「議会に対する報告は、他県でも同様の形式で行われているのか」との質疑があり、当局より、「他県では、条例によって議会への報告義務を定めていることから、当該規定に基づき報告が行われているが、本県では現在、そのような報告義務を定め

ていない」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、求償権の放棄に当たっては、事業者の迅速な再生支援の観点から、知事が承認できる取扱いとなっておりますが、今回の承認は、県の債権放棄を伴う重要な案件であることから、今後、条例を改正し、知事の承認後、速やかに議会へ報告していただくよう要望します。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で 9 億 2,700 万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は 850 億 6,700 万円余となります。

次に、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定についてであります。

この法律は、通称「盛土規制法」と呼ばれるもので、令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で大雨による盛土の崩落で大規模な土石流災害が発生したことを踏まえ、宅地、森林、農地等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律として令和 5 年 5 月に施行され、本県でも令和 7 年 5 月に規制区域の指定を予定しているものであります。

このことについて委員より、「規制区域の指定を知らない業者が罰則を受けることがないように周知すべきであるが、どのような形で周知を行っていくのか」との質疑があり、当局より、「パブリックコメントを行う際には、新聞などマスコミを通じて周知するほか、市町村広報紙など様々な媒体を通じて、行政のみならず県民に周知を行っていく」との答弁がありました。

これに対して委員より、「従来、自分の土地であれば許可は不要であったことから、今後は自分の土地であっても許可が必要となることについて周知徹底してほしい」との要望がありま

した。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第 109 条第 8 項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、環境農林水産常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第 1 号外 2 件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第 1 号が一般会計で 7,600 万円余を、議案第 14 号が一般会計で 6,600 万円余をそれぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は 223 億 8,000 万円余となります。

次に、宮崎県再造林推進条例についてであります。

これは、再造林の推進が、「資源の循環利用に加え、森林の公益的機能の維持にもつながる重要な課題であり、県民一丸となって取り組む必要がある」といった理念を共有し、再造林を推進していくための基本的施策を明らかにすることで、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目

的として制定するものであります。

このことについて委員より、「再造林については、木を伐採して植えるだけでなく、例えば環境や生態系を重視するなど、そういった将来的なビジョンはないのか」との質疑があり、当局より、「採算性が高いと見込まれる森林については再造林を推進し、それ以外の森林については針広混交林や広葉樹林へ誘導するなど、適地に適木を植えていく姿勢を盛り込んだところである。生物多様性や山地災害の防止といった森林の機能を発揮させるような整備を進める姿を長期計画などで描きながら、再造林のプロジェクトについて進めていくことが重要であると考え」との答弁がありました。

次に、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定についてであります。

これは、先ほど商工建設常任委員長からも報告がありましたが、令和7年5月に規制区域の指定を予定しているものであります。

このことについて委員より、「指定予定の規制区域のうち、森林の占める割合が最も大きいため、当該法に基づく規制対応については環境森林部が中心となって取り組んでいくべきであると考え、体制についてどのように考えているか」との質疑があり、当局より、「関係する各部における技術職員の人数や土地の種別によって現在の規制の在り方が異なるため、公共三部が一緒になって取り組んでいく必要があり、体制について三部にて引き続きしっかり検討していく」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が一般会計で1億3,500万円余を、議案第14号が一般会計で1,000万円余をそれぞれ増額するものであり、

この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は430億1,000万円余となります。

このうち、新規事業「硫黄山周辺地域水田農業緊急支援事業」であります。

これは、硫黄山による河川白濁・水質悪化により、一部地域で水稻の作付ができなくなったことから、えびの市と連携し、代替作物の導入などの緊急支援により、生産者の意欲低下の防止や、水田の機能、飼料供給体制の維持を図るものであります。

このことについて委員より、「地元の農家等の不安払拭のため、水質改善施設を国が管理することはできないのか」との質疑があり、当局より、「国への要望等も含め、水質改善施設を担当する環境森林部、営農対策を担当する農政水産部の両部でしっかり連携し、対応を検討する」との答弁がありました。

また、別の委員より、「代替水源の確保や施設の改善等、抜本的対策には国の関与が必要である。環境森林部、農政水産部の両部より国への要望を徹底していただきたい」との要望がありました。

次に、令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。

このうち、水産試験場施設整備事業に関連して委員より、「宮崎県水産振興協会へ調査に伺ったが、施設が非常に老朽化していた。施設の老朽化による種苗生産への影響はないのか」との質疑があり、当局より、「施設全体が非常に老朽化しているが、水槽施設自体はまだ十分に使えるため、種苗生産に支障を来すという状況にはない。老朽化しているものについては、計画的な整備を検討したい」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策

に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、宮崎県企業局経営ビジョンの改定についてであります。

このことについて委員より、「既存の電気事業、工業用水道事業及び地域振興事業だけでなく、県民のニーズ、宮崎県の自然等を活用し、時代に即した新たな公営事業に取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「企業局の設置の趣旨に鑑み、基本的には既存事業を推進することとし、維持管理だけでなく、既存事業における新たな取組を展開するなど検討したい」との答弁がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で6,300万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,196億7,000万円余となります。

このうち、新規事業「高校生有機農業実践事

業」についてであります。

これは、次世代農業に対応できる人材を育成するため、有機農業実習農場の整備や有機農業の教育研修に取り組むものであります。

このことについて委員より、「生産者から有機農業が商業的に成り立つ保証がないとの話を聞く。加工から流通、販売までを考えた事業内容となっているのか」との質疑があり、当局より、「栽培だけではなく、適正な価格をつけて消費してもらうところまで教育してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「就労や収入につながるよう、例えば、部局横断的にプロジェクトを立ち上げて市場を開拓するなど、販売を見据えて戦略的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県立高等学校教育整備基本方針(中間見直し)についてであります。

この方針は、より魅力のある県立高等学校を実現するために、「魅力ある高等学校教育の推進」と「活力ある高等学校教育の推進」を2つの柱として令和3年に策定されたものであり、本年度、外部有識者等の意見を伺いながら、中間見直しを行うものであります。

このことについて委員より、「少子化の影響により、公立学校と私立学校間の競争が激化するなど、社会が変化してきており、学校経営が優先されることが懸念される。方針の見直しは、外部有識者による懇話会での議論のみでなされるのか」との質疑があり、当局より、「全県下、どこでも生徒がしっかりと学べる環境を提供することは非常に重要であると考えている。また、高等学校は地域創生の核であることや、各学校のスクールミッションによる存在意義を懇話会でしっかりと伝え、見直しを進めて

まいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「子供たちによい環境を与えることを最優先し、全県下を把握することで、地域の特色ある学校にしていきたい」との要望がありました。

次に、高等学校における生理用品の提供についてであります。

このことについて委員より、「教職員からは、学校における生理用品に係る予算額は増額されていないとの話を聞いており、速やかな対応が必要なのではないか」との意見があり、当局より、「生理用品に係る予算は需用費に含まれており、不足する場合は、各学校の予算の執行状況を把握した上で、適切に対応しているところである。今後、現場への聞き取りなどを通じて、実態把握に努めてまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

**◎ 議案第 1 号から第14号まで及び
報告第 1 号採決**

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

まず、議案第 1 号から第14号まで及び報告第 1 号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和 6 年 6 月 25 日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 議会運営委員長 日高 陽一
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第 1 号

防災・減災、国土強靱化の更なる推進を求める意見書

議員発議案第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

◎ 議員発議案第1号及び第2号追加上程

○濱砂 守議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号及び第2号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号及び第2号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

両案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議員発議案第1号及び第2号について、反対の立場から討論いたします。

まず、第1号「防災・減災、国土強靱化の更なる推進を求める意見書」についてです。

近年の気候変動による豪雨災害は、甚大な被害をもたらし、地球的規模で深刻さを増しています。1月に発生した能登半島地震では、貴い命が犠牲となりました。今回のような震度6や7クラスの地震は、日本中どこでも起きる可能性があると言われていると指摘されています。それだけに、激甚化・頻発化する災害に対する抜本的対策が求められていることは言うまでもありません。また、道路や橋、トンネルなどの老朽化対策も喫緊の課題です。

政府は、2018年には、重要インフラ緊急点検を実施、3年間で7兆円の事業規模の「3か年緊急対策」を打ち出し、2020年には、5年間に15兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画」を進めています。こうした災害復旧対策や国土の保全、防災・減災対策、インフラ整備などに、国が責任を持って財源の確保をすることは当然のことです。

しかし、考えなければならないことは、こうした大規模災害対策の事業が、真に国民の生命・財産を守り、暮らしを守ることになっているのかということです。

災害対策を強化する一方で、大規模開発プロジェクトを推進するための口実とされていることの問題点を指摘しなければなりません。

国土強靱化基本法や交通政策基本法は、その基本的理念において、「国際競争力の向上」や「国家及び社会の重要な機能の代替性の確保」を掲げ、事前防災や首都圏機能の維持などの名目で、リニア中央新幹線や新東名、新名神など三大都市圏を結ぶ高速道路の建設、港湾や空港などの大規模開発事業、新たなダム建設事業なども、水害・防災対策として大規模開発を推進する根拠とされていることです。防災・減災の名の下に、これらのプロジェクトを進めること

は許されません。

本意見書案で、国土強靱化実施の推進に必要なとなる予算・財源を別枠で確保することなどを求めています。基本的な理念が転換されない限り、大規模開発事業に国民の税金が投入され、国民負担は増え、併せて地方財政にも影響を及ぼすことは必至です。

また、国際協力や競争力対策を優先し、国民のための具体的な対策は後回しにされています。国民の命と暮らしを守る防災・減災対策は、地域で必要とされるきめ細かい対策を、住民の参加で計画し、実行することが不可欠です。しかし、現行法では限定的な対策でしかありません。必要なことは、地域に住民や地方自治体が行き届くよう、国が寄り添って支援することです。

以上、国土強靱化法の問題点、公共事業政策の抜本的転換の必要性を指摘し、真に必要で、適切な防災・減災対策で、国民の生命・財産が守れるものにするところこそ求めるものです。

次に、第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」についてです。

地方自治体において直面する様々な課題解決のためには、国が責任を持って地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化等を図り、地方自治を支えることは当然のことです。

しかし、本意見書案で問題として指摘するのは、自治体業務システムの標準化・共通化に向けて、係る経費等に必要な財源確保を求めている点です。

政府は、デジタル社会形成基本法などデジタル関係6法案を決定し、大企業などの利益追求や国の成長戦略のために、国及び地方公共団体が保有する情報の活用を促し、住民のデータを徹底的に利用し尽くす方向を示しています。

また、国や自治体の在り方を変えるという点で、各自治体が条例で独自に築いてきた地方の個人情報保護制度への全国的な共通ルールの設定や、個人情報保護三法の一元化も盛り込んでいます。

住民基本台帳や地方税など、自治体の基幹事務に関わる情報システムの標準化や、国がつくる全国規模の共同クラウドの利用を押しつける法案も含まれ、現在、その取組が進められています。しかし、このことは地方自治を侵害し、地方の財政負担や住民サービスの低下を引き起こす危険性を指摘しなければなりません。

確かに、政府が進める自治体業務システムの標準化・共通化によるデジタル基盤の整備には、膨大な手間と費用がかかります。国は初期段階での費用は負担するとしていますが、システムの利用料、ランニングコストは自治体負担としており、新たな財源負担が懸念されています。

しかし、問題はそれにとどまらず、政府は「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用の基本方針」を基に、現在自治体が行う介護保険や子育て支援など20の基幹業務の情報システムを統一・標準化し、2025年度末までにネット経由でデータを処理する政府のクラウドサービス、いわゆるガバメントクラウドへの移行を進めています。しかし、移行期限に間に合わない、期限までに移行困難を申請する自治体は増え続けているのが今の実態です。ところが政府は、さらに共通化する業務を広げるとしています。

この自治体情報システムの統一・標準化の抱える最大の問題は、自治体の施策が国の鋳型にはめられ、自治体の行政事務に裁量の余地がなくなり、福祉サービスなどの画一化や後退を招くことになることです。こうしたやり方は地方

自治に反するものと言わなければなりません。

地方自治体の役割は、本来、地域の実情に合わせた支援策を提供し、誰もが安心して住み続けられる社会にしていくことにあります。暮らしに役立つデジタル化を否定するものではありませんが、自治体情報システムの統一・標準化の及ぼす問題は看過できず、問題点を指摘し、反対討論といたします。以上です。〔降壇〕

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号及び第2号採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

議員発議案第1号及び第2号について、一括お諮りいたします。

両案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱砂 守議長 起立多数。よって、両案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○濱砂 守議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年6月定例会を閉会いたします。

午前10時47分閉会